

平成23年度

教育行政執行方針

平成23年厚岸町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

今日の急速なグローバル化により、経済問題はもとより我が国における諸問題の多くは、世界の動きと連動している状況にあります。今後益々、国際化、多様化する社会の変化に柔軟かつ迅速に対応していくことが求められています。

教育に目を転じますと、地域による学力格差の問題やいじめの問題をはじめとして、多くの課題を抱えている現状があります。また、経済状況の悪化に伴う教育環境の格差についても懸念されております。

このような中、教育委員会といたしましては、本年度から完全実施される小学校の新学習指導要領への適切な対応をはじめとして、厚岸町の未来を担う児童生徒の健全な育成と自らの夢や希望の実現に向かって、「生き生きと学ぶことができる学校教育の充実」と、「町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興と普及、充実」に向けた取り組みを展開してまいりたいと存じます。

本年度の教育行政執行方針の策定にあたりましては、関係する法令の趣旨及び平成22年度の教育行政執行方針に対する検証を踏まえ、本町の実情に応じた教育振興を図るべく、関係部局や関係機関との連携を深めながら、所管する施策を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

第一は、学校教育の充実についてであります。

学校教育におきましては、本年度から小学校において新学習指導要領が完全実施となります。また、中学校でも平成24年度から新学習

指導要領が完全実施となることから、平成23年度では、小学校における学習指導要領の適切な実施と中学校における移行内容への対応について、慎重かつ確実な取り組みが必要となります。

新学習指導要領の実施においては、その趣旨を十分に踏まえるとともに、児童生徒及び保護者の期待に応える魅力ある学校づくりを進めることを基本方針として、次の8つの重点に取り組んでまいります。

重点の1は、「確かな学力の育成」であります。

教育基本法や新学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を通じ、思考力、判断力、表現力等をバランスよく伸ばしていくことが規定され、「確かな学力」を育成することが求められております。そのための施策について申し上げます。

1点目は、新学習指導要領に対応した教育の推進についてであります。本年度から小学校において新学習指導要領が完全実施となります。それに向けた準備についてはこれまでも取り組んでまいりましたが、具体的な学習活動が展開される本年度では、その活動の確実な実施とその点検、評価、改善を行い、内容の充実を図ってまいります。

2点目は、授業改善と個別指導の充実であります。各教科の指導にあたっては、チームティーチングや少人数指導、発展的学習や補充的学習を積極的に取り入れ、指導方法の工夫による個別指導への対応に努めてまいりました。本年度も引き続き、きめ細かな指導の充実に向け、指導方法等の研究に取り組みながら授業改善に努めてまいります。

3点目は、子どもの学習習慣及び生活習慣の改善についてであります。これまでの「全国学力・学習状況調査」など各種調査から得た課題から、学習指導のあり方や児童生徒の学習習慣や生活習慣の改善に

向けた取り組みに努めてまいりました。本年度も、学習意欲を高める授業の工夫や道教委作成のチャレンジテストなどを活用した家庭学習の取組、生活リズムの見直しなどを通じて、家庭における学習及び生活習慣の改善を家庭との連携協力を図りながら進めてまいります。

4点目は、外国語指導助手（ALT）の活用の推進であります。本年度から、小学校5、6年生で「外国語活動」が本格的に始まります。教育委員会といたしましては、学校支援及び授業の充実の視点から平成22年度、ALTを1名増員いたしました。本年度は、2名のALTを有効に活用し、小学校の外国語活動及び中学校の英語指導の充実を図るとともに、児童生徒の学ぶ意欲の高揚や国際理解教育の一端を担うよう努めてまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」であります。

児童生徒に、思いやりの心、規範意識や公德心、自然を愛する心など、豊かな心を育むための施策について申し上げます。

1点目は、心の教育の充実についてであります。子どもの豊かな心は、自然との触れあいや人との関わりなどの体験を通じて育まれることから、学校教育においては、道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳教育を行う必要があります。そのために、体験的活動を積極的に位置づけ、道徳の時間と各教科や特別活動、学校行事との関連を図った一体感のある指導や道徳授業の質的改善に努めてまいります。

また、平成22年度から取り組んでいる、「他の模範となる児童生徒の表彰」では、日常の学校生活における児童生徒の真摯な態度や取り組みを評価し、表彰することを通じ、児童生徒自らの向上心を高めるとともに、他を認め、人と人とのつながりを大切にする態度を育み、

心の教育の充実を図ってまいります。

2点目は、生徒指導の充実についてであります。いじめの問題や不登校については、学校と教育委員会の連携により迅速かつ適切に組織的な対応ができる体制を維持してまいります。「いじめは絶対に許されない行為であること」の認識を基盤とし、「いじめ根絶に向けた一学校一運動」や「学級満足度調査」、「いじめ実態調査」の継続実施による早期発見と早期対応に努めるとともに、引き続きスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談機能の充実と児童生徒の心の成長の側面を支援してまいります。

重点の3は、「信頼される学校づくり」であります。

1点目は、学校評価の充実と家庭や地域との連携についてであります。これまでも、「開かれた学校」を目指して参観日や学校行事を積極的に公開し、学校便りや学校評議員を通じ学校情報の発信に努めてまいりました。本年度におきましても、「計画－実施－評価－改善」のサイクルに基づいた学校評価の充実と積極的な公表に努め、学校・家庭・地域が共通の課題意識を持って連携・協力できる体制を維持してまいります。

2点目は、教職員の資質向上についてであります。教職員の資質向上は、信頼される学校の基盤づくりとして大変重要なことでもあります。また、新学習指導要領の内容を確実に実施するためには、ねらいに対応した授業改善や指導力の向上が必要であります。そのために、教職員個々に応じた各種研修会や講座等への参加促進、指導方法や教育情報の共有化、指導室及び教育局指導主事の学校教育指導による校内研修の充実などを通じて、教職員の資質向上を図ってまいります。

3点目は、郷土の歴史・文化に関する教育の推進についてであります。地域に根ざした教育の展開を目指し、昨年から実施している「厚岸音頭」の児童生徒への普及については、本年度も引き続き取り組んでまいります。郷土に受け継がれた文化を継承し、本町の宝である歴史や文化を学ぶ「ふる里教育」を通じ、町を大切にし、地域を大切に作る「心」を育ててまいります。

重点の4は、「健康・安全に関する教育の推進」であります。

1点目は、健康面についてであります。児童生徒の健やかな成長を願い、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」と連動した中で、歯の健康や喫煙・薬物乱用防止、食に関する指導などの取り組みを進めてまいります。また、「歩数調査」による児童生徒の実態把握を軸として、体力テストの教育課程への位置づけ、保健学習との連携、体育授業の充実や体力づくりの取り組みなどを通じ、健康及び体力の維持向上を図るとともに、関係機関と連携した中で、効果的な健康・体力づくりの推進に取り組んでまいります。

2点目は、学校給食についてであります。成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、「おいしくて安全・安心」であり、栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいります。

豊かな自然に恵まれた本町の地場産物を積極的に取り入れ、地産地消の推進や地域の郷土食、行事食の提供を通じ、食に関する正しい知識を習得するよう努めてまいります。また、給食時間の準備や後かたづけを行う中で子どもの望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけられるよう指導してまいります。

「食」に対する意識を高めるため、栄養職員と教職員による「食

育」のチームティーチングやP T Aに対する食育指導を引き続き実施してまいります。新しい学校給食センターでは、平成24年1月の3学期から給食提供を行う予定であり工事に万全を期してまいります。

今までの献立にはなかった生野菜等を使用したサラダや果物の提供が可能となり、魅力あるおいしい給食作りに一層努力してまいります。

今後とも施設及び職員の衛生管理等に細心の注意を払い、安心・安全な給食が提供出来るよう努めてまいります。

3点目は、安全面についてであります。交通事故や自然災害についての安全教育及び不審者から身を守るための指導と対策につきましては、本年度も関係機関の協力の下、小学校の新入学児童に防犯ブザーを配付するとともに、教職員、保護者、地域関係者による街頭指導や通学路の安全点検、更に、交通安全教室の開催や自転車マナーの指導などを継続し、交通安全に対する意識を高めてまいります。

また、年々、形を変えながら新たな問題を生み出している携帯電話やインターネットによる被害、いわゆる「ネットトラブル」を防ぐため、児童生徒向けの防犯教室の開催、「学校裏サイト」等への対応に向けた教員研修の実施、保護者の意識啓発を図るための講習会など、警察、学校、P T Aとの連携の中で取り組んでまいります。

4点目は、遠距離通学児童生徒の安全確保に向けたスクールバス運行の拡大についてであります。登下校時、更には部活動終了後の帰宅スクールバスの運行等、児童生徒の安全と利便性を確保しながら運行をしております。平成23年度末で閉校となる「片無去小中学校」の児童生徒も新たにスクールバスを利用することとなるため、運行路線及び運行時間等、安全に配慮した運行計画を検討してまいります。

重点の5は、「特別支援教育の充実」であります。

1点目は、ニーズに対応する体制の充実についてであります。各学校における特別支援教育は、校内委員会やコーディネーターを中心に体制が整えられている状況ですが、引き続きコーディネーター研修会の開催や各種研修会への参加促進を通じ、特別支援教育の充実を図ってまいります。また、特別支援教育に携わる支援員を、本年度も小中学校へ4名配置し、児童生徒及び学校のニーズに応える体制の充実に努めてまいります。

2点目は、関係機関との連携についてであります。町内組織である厚岸町就学指導検査委員会の機能を生かし、幼稚園、保育所、福祉・医療機関の連携を深め、きめ細かな教育への支援を推進してまいります。また、本町と浜中町による合同就学指導体制の維持及び特別支援学校や北海道教育委員会が進める巡回教育相談事業の活用など、町外の関係機関とも積極的に連携を深めてまいります。特に、小学校就学時における幼稚園・保育所との情報連携については、一層の充実を図るために、十分な時間を確保し、円滑に個別の支援教育が引き継がれていくよう体制整備に努めてまいります。

重点の6は、「環境教育の推進・充実」であります。

環境教育については、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」と連動し、学校における環境教育を一層充実させるための施策について申し上げます。

1点目は、学校版厚岸町環境マネジメントシステムの取り組みについてであります。平成20年度から、全部の小中学校において「学校版厚岸町環境マネジメントシステム」の認定を受けております。この

取り組みを通じ、学校から家庭や地域へ広がっていく「発信型の環境教育」の展開に努めるとともに、新学習指導要領の実施に対応した教育課程の編成により、各種教育活動との連携が一層図られるよう努めてまいります。

2点目は、体験を重視した環境教育の取り組みについてであります。

「身近な環境に触れること・知ること」を基本とし、近隣の自然や施設・人材などを積極的に活用した体験重視の教育活動を推進してまいります。中でも、移動手段としてスクールバスの利用や、活動の充実を目指した人材派遣の協力など、学校の教育活動に積極的な支援をしております。また、小・中・高校の連携による児童生徒の環境に対する意識や態度の継続的な育成を図るため、学校における環境教育推進を支援してまいります。

重点の7は、「学校施設・設備の整備」であります。

1点目は、真龍中学校の移転改修についてであります。厚岸潮見高等学校閉校後、速やかに改修工事に着手し、平成24年1月から真龍中学校として使用できるよう準備してまいります。

2点目は、厚岸中学校トイレ改修についてであります。生徒用トイレを洋式に改修し、学校内の環境を整備してまいります。

3点目は、中学校のグラウンド照明の設置についてであります。真龍中学校及び厚岸中学校のグラウンドに補助照明を設置し、日没時のグラウンド利用の安全性を高めるよう整備してまいります。

4点目は、スクールバスの購入についてであります。平成23年度末で閉校となる「片無去小中学校」の児童生徒は、太田小・中学校への遠距離通学となるため、15人乗りスクールバスを新たに1台購入

し、対応を図ってまいります。

5点目は、教職員住宅の改修についてであります。本年度3棟3戸の改修工事と7棟7戸の下水道排水設備工事を行い、快適な住環境の改善を図ってまいります。

重点の8は、「幼児教育並びに高等学校教育との連携」であります。

1点目は、幼児教育についてであります。町内の私立幼稚園児の保護者に対する所得に応じた補助及び幼稚園運営費補助を引き続き実施してまいります。また、幼児教育から学校教育への接続がスムーズに行われるよう、情報連携を図ってまいります。

2点目は、高等学校教育への支援についてであります。平成21年4月、「厚岸翔洋高等学校」の開校に伴い、生徒や保護者にとって魅力ある高校となるよう実施した「高校通学バス定期券購入費助成」については、昨年から「釧路市及び浜中町」まで対象区域を拡大し、利用者も増加しており、引き続きこれを実施し、保護者負担の軽減と入学生数の確保が図られるよう支援してまいります。

第二は、社会教育の推進についてであります。

社会教育は、生涯学習社会の実現に向けて重要な一翼を担うとともに、子どもたちが異世代・異年齢集団との交流から社会のルールや習慣、人間関係形成能力を身につける上でも大切な役割を果たしています。今、学校・家庭・地域が協働して教育の向上に取り組むことの必要性が高まっている中で、社会教育で培った学習成果の地域や学校教育への還元という観点からも、社会教育の一層の充実が求められてい

ます。

また、地域の財産である歴史的・文化的資産は郷土の人々の誇り、心の糧となっており、この財産を今後も未来に向け後世に継承していくためには、子どもたちをはじめ多くの町民が文化財について学習し、親しみ、その価値を理解していくことが求められています。本年度も、様々な施策を通じ、幼児から高齢者の皆さんが心に響き、心に残る事業を推進してまいります。

1点目は、家庭や子どもへの教育についてであります。子どもの健やかな成長には家庭の教育力向上が大切になってきます。今日、少子化・核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親も増えています。そこで多くの親が集まる機会に子育てに関する学習会の実施、情報発信をしてまいります。また、体力・学力の向上との関連性が高い「早寝・早起き・朝ごはん」運動を促進していくほか、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験などの機会を提供してまいります。12年目を迎える「友好都市子ども交流」事業については、本年度、本町の児童が村山市に行き体験活動を実施します。

2点目は成人の学びについてであります。現在の多様化する価値観の中で、生涯の趣味や生きがいも多彩になり、数多くのサークルや団体による活動が行われています。学びは個人の情操だけではなく、仲間づくりひいては地域づくりのために必要なものであります。多くの町民へ学びの機会を提供するための講座や講演会を実施してまいります。また、真龍小学校を会場にして実施している文化講座は、講座数・参加者数ともに年々増加し、町民の「教えたい」「学びたい」を形にした通年活動となっております。今後更に講座を充実させるなど、

学習機会の提供に努めてまいります。

3点目は芸術・文化の振興についてであります。芸術・文化は、人々の創造性を広げ、ゆとりや潤いなど心の豊かさを育みます。本年度も、乳幼児とその保護者を対象にした「人形劇公演」、小中学生を対象にした「芸術鑑賞」など芸術に触れる機会を作ります。また、町民文化祭は、日頃活動しているサークルや団体の発表の場として、本年度も文化協会と連携し開催してまいります。

4点目は文化財の保護についてであります。本町が保有する貴重な歴史的遺産を大切に守り、次世代に伝えていくことが重要です。

そのための理解を深める一歩として郷土資料の整理保管に努めるとともに、新たな郷土資料の発掘に努め、郷土館・海事記念館・太田屯田開拓記念館、3館の活動を通じ、本町の郷土資料の活用と、情報の発信に努めてまいります。また、古文書教室・文化財講演会等を継続して実施し、文化財保護意識の高揚と更なる普及に努めてまいります。

また、昨年「史跡国泰寺跡整備計画策定委員会」を設置し、協議を進めてまいりました。現地調査の結果、国泰寺の山門、中門が倒壊の恐れがあり、史跡国泰寺跡保存管理団体である本町は、本年度、これらの修復工事を実施してまいります。

床潭沼の緋鮒生息調査につきましては、昨年も生息の確認を得るには至りませんでした。本年度も調査を継続してまいります。

アッケシソウの育成栽培につきましては、土壌の入れ替え等の工夫を行い育成に努めてまいりましたが、良好な結果は得られませんでした。本年度は、昨年までのデータを再検証し、継続して育成栽培に取り組んでまいります。

町指定無形文化財「厚岸かぐら」については、継続的な問題である

指導者の高齢化や後継者不足という課題を抱えておりますが、昨年「厚岸かぐら少年団」に3名の入団者を迎え、活動継続への力を得たところであります。今後も貴重な郷土芸能を保存・育成していくため、活動母体である厚岸かぐら同好会や伝承校である真龍小学校と協力し、「厚岸かぐら少年団」の活動や普及啓発に取り組み、貴重な郷土芸能としての伝承と後継者の育成を支援してまいります。

5点目は海事記念館事業であります。本年度も小中学校との連携により、プラネタリウムを活用し、天文知識の普及を図るとともに、「宇宙の日」記念作文・絵画コンテストを実施いたします。更に、町民を対象にした星空教室を引き続き開催してまいります。

また、関係団体と連携し、漁業などに関するパネル展を行うほか、子供向けに展示資料に関するクイズコーナーを設けるなど、海事知識の普及に努めてまいります。

6点目は、情報館事業についてであります。

子どもの読書活動を積極的に推進していくため、町内の読み聞かせボランティア団体や学校との連携・協力を更に深め、保育所や学校での読み聞かせやブックトークなどの読書案内を行い、子どもの読解力や言語力を養い、心を豊かなものにする様々な事業を開催してまいります。

子ども読書活動推進計画については、平成22年度、小中学校の児童生徒にアンケート調査を行い、集計及び分析を終えたところでありますが、本年度は、その調査結果をもとにできるだけ早い時期に計画を策定し、子どもたちの読書環境をなお一層整備してまいります。

また、学校図書館の整備充実を支援するため、学校図書館活性化会議を継続して実施してまいります。更に、本年度から幼稚園での読み

聞かせを開始するとともに、家庭内における読み聞かせや読書活動を推進してまいります。

加えて、乳幼児から高齢者までを対象とした幅広い図書館サービスとして、「ブックスタート」、「土曜お話し会」、「お年寄りのための読み聞かせや読書案内」などを引き続き開催し、生涯にわたる読書環境整備に努めてまいります。

パソコン講習につきましては、町民の多様なニーズに対応し、パソコン技術の習得やパソコン操作の支援などを取り入れた講習会を引き続き開催してまいります。

図書館バスにつきましては、車両の更新を行い、学校や保育所などの施設をはじめ、遠隔地を巡回して、情報館の各種サービスをきめ細やかに提供してまいります。

第三は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や町民の心身の健全な発達に必要不可欠なもので、極めて大きな役割を担っております。また、近年、町民の健康志向の高まりや自由時間の増大に伴い、スポーツの重要性が益々高まっております。

このため、町民だれもが、それぞれの体力や年齢、目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

本年度も、宮園公園体育施設及び温水プールにおいて、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ大会や学年別水泳教室等を開催し、体育指導員や厚岸町体育協会、各スポーツ団体等との連携・協力

のもとスポーツの普及・振興に努めてまいります。

本年度は、B & G スポーツ大会北海道大会「水上の部」を7年ぶりに本町で開催し、海洋性スポーツの振興を図ってまいります。

また、「釧路市厚岸町定住自立圏形成協定」に基づき、スポーツ施設の相互利用に関する連携及び各種スポーツ大会等の誘致に関する連携に努めてまいります。

また、本町の個人・団体の競技力の向上を図るため、全道大会、全国大会への出場に対し、スポーツ振興助成条例に基づき、支援の継続を行ってまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、本年度も「使用割り当て会議」を開催し、効率的な管理運営に努めてまいります。

また、本町の生涯スポーツ及び競技スポーツの拠点であります宮園公園体育施設及び温水プールなどの体育施設につきましては、適切な補修を行い、維持管理に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、平成21年度から実施しております「教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検評価」を継続し、結果を公表するとともに、開かれた教育委員会づくりに努め、町民皆様の負託に応えるため、町をはじめ、学校、関係機関と密接な連携を図りながら、本町の教育・文化・スポーツの振興と普及、充実に最善の努力をしてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、なお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。